

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
中種子町	南界地区 (輪之尾・田島・東目・本村・中田・ 長谷・原尾・熊野・新町・塩屋)	令和3年3月23日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	881.7ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	471.7ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	221.4ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	62.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	122.4ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	7.3ha

- 注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

地籍調査が終わっていない地区があり、正確な地番や面積の把握が出来ない。また、登記名義も現所有者に変わっていない農地が多い。  
圃場整備地区でも1区画が狭い圃場もあり、大型機械で対応できない。  
鳥獣害が多い地域がある。  
後継者がいない農家が多い。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体数は多いが、規模拡大傾向の経営体は少ない。他地区からの法人も多く耕作しているため、意向に応じて集約していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

## 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

多面的機能支払交付金事業を活用し、環境整備を図る。  
兼業農家などの将来的に中心となり得る経営体に対し農地を集約する。  
農地中間管理事業を活用した農地の貸し借りを推進する。